

2025 年度
(第 52 回)秋田県倶楽部対抗競技
兼(第 57 回)東北倶楽部対抗競技秋田県予選
(第 23 回)秋田県女子倶楽部対抗競技
兼(第 24 回)東北女子倶楽部対抗競技秋田県予選
ローカルルールと競技の条件

日時：2025 年 7 月 15 日（火）

場所：秋田椿台カントリークラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jp に掲載）と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説（www.jga.or.jp に掲載）をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは 2 罰打）。

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- （1） アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- （2） 球が現にプレーするホールの白（杭・線）を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとする。

2. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

（1） 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット（ヤーデージマーキングなど）は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

（2） 動かせない障害物

- ① 動かせない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ② U 字排水溝はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない（ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U 字排水溝を除く）。
- ③ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

3. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第 2 段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

4. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰一失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

5. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

6. 練習

ホールとホールの間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

7. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

8. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、秋田県ゴルフ連盟により会場で公表される。

9. 競技の結果－競技の終了時点

競技の結果は委員長が成績表に署名した時点をもってその競技は終了となる。

10. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる

- ドレスコードに従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度
- **認められていない場所での喫煙、飲酒**
- 主催者が要請する感染症対策に従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2 回目の違反－1 罰打
- 3 回目の違反－2 罰打
- 4 回目の違反や重大な非行－失格

秋田県ゴルフ連盟

お 知 ら せ

1. 指 定 練 習 日 : 7 月 9 日(水)・7 月 10 日(木)・7 月 14 日(月)の 3 日間とし、予約は選手が直接行なうこと。但し、7 月 14 日 (月) の最終スタートは 14 : 00 とする。
2. 組合せ : ホームページをご利用願います。
スタート時刻
3. 開場時間 : 各日／6 : 00 各日ともフロントでサイン願います。
4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 10 個 (100 円) を限度とする。
5. レストラン : レストランの利用は可とします。
6. 表彰式 : **入賞者に対し、賞の授与式を行います**
7. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
8. ゴルフ利用税 : 18 歳未満及び 70 歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
9. 携帯電話の利用 : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用する場合は、携帯電話の使用を認めます。
10. **喫煙場所** : 指定箇所以外は全面禁煙となります
11. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
12. 欠場連絡方法 : 大会期日前まで

所属倶楽部を通じて、秋田県ゴルフ連盟に FAX(018-883-0862)で送付すること。

大会期間中

大会期間中は開催コース内大会本部 (連盟) に FAX(018-886-8088)で送付すること。

電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。

無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。

秋田県ゴルフ連盟